

第2章 上位・関連計画の関係性

本計画は、上位・関連計画である国・北海道の公共交通に係る法律や指針の他、各町が策定しているまちづくりに関する計画と整合性を図りながら策定します。

2-1 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月27日改正）

法の目的	地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、個性豊かな活力に満ちた地域社会の実現に寄与することが目的
法の概要	<p>(1)地域が自らデザインする地域の交通</p> <ul style="list-style-type: none">○地方公共団体による「地域公共交通計画」（マスタープラン）の作成<ul style="list-style-type: none">・「地域公共交通計画」（マスタープラン）の作成を努力義務化・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉有償運送、スクールバス等）も計画に位置付け・定量的な目標（利用者数、収支等）の設定、毎年度の評価等○地域における協議の促進 <p>(2)地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実</p> <ul style="list-style-type: none">○輸送資源の総動員による移動手段の確保<ul style="list-style-type: none">・維持が困難となったバス路線等について、多様な選択肢を検討・協議し、地域に最適な旅客運送サービスを継続・過疎地等で市町村等が行う自家用有償旅客運送の実施の円滑化○既存の公共交通サービスの改善の徹底<ul style="list-style-type: none">・利用者目線による路線・ダイヤの改善、運賃の設定等を促進

2-2 上位計画の整理

計画名・年次	計画内容
<p>○北海道総合計画 -平成 28 年度から令和 7 年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■地域で互いに支え合うまちづくりの推進 ○買い物支援や安否確認のモデルの幅広い発信 ○日常生活に必要不可欠な生活交通の確保 ○街並み・景観への配慮や脱炭素化、エネルギーの地産地消、資源の域内循環などの取組との連携 ■個性と魅力を活かし様々な連携で進める地域づくり ○広域連携を支える交通・情報ネットワークの形成 ■連携と交通を支える総合的な交通ネットワークの形成 ○鉄道、航空路、航路といった基幹的な交通ネットワークや交通基盤の充実 ○高規格道路の整備 ○高速交通体系の形成促進 ○幹線やラストワンマイルでの共同輸送などの物流効率化の促進 ○交通・物流を担う人材の確保・育成 ○道路網や都市内交通環境の充実 ○国をはじめ市町村や交通事業者等と緊密に連携し、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築 ○感染症対策を取り入れた移動における感染リスクの低減 ○公共交通機関の安全性や感染症対策の状況を正確に利用者に伝達 ○交通インフラ整備と自動運転やMaaS等との連動 ○交通事業者をはじめとする幅広い関係者が相互に連携・協力できる環境を整備
<p>○第 2 期北海道創生総合戦略 -平成 28 年度から令和 7 年度</p>	<p>2 人口減少下においても、幸せに暮らし続けることのできる社会 (3) 主な施策</p> <p>③ 地域を支える持続的な交通ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の交通手段として必要不可欠な鉄道やバス、離島航路・航空路などを維持・確保するため、国や市町村との役割分担のもと、必要な支援措置を講ずる。 ・集落の維持・活性化に資するコミュニティバスなど地域の実情に応じた地域交通の確保のための取組を促進する。
<p>○北海道交通政策総合指針 -平成 30 年度から令和 12 年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■シームレス交通戦略 ○交通インフラとデジタルサービスが連動した利便性の向上 ○公共交通の利用定着に向けた地域全体の意識改革 ■地域を支える人・モノ輸送戦略 ○地域における最適な交通モードの検討 ■インバウンド加速化戦略 ○感染症の状況を踏まえた段階的な誘客 ○道内航空路線と空間移動手段の充実 ■ウィズコロナ戦略 ○コロナ禍で失われた交通需要の回復 ○非接触型サービスの拡大による移動の質の向上 ○社会背景・住民ニーズを踏まえたサービス持続性の確保
<p>○北海道交通政策総合指針 重点戦略 -令和 3 (2021) 年度から 令和 7 (2025) 年度</p>	<p>Ⅱ ポストコロナを見据えた重点戦略</p> <p>1 シームレス交通戦略</p> <p>具体的な取組－利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域公共交通計画策定に向けた検討・協議 ・従来の公共交通サービスに加え、福祉輸送やスクールバス等の地域の多様な輸送資源を活用した移動手段の確保に向け、国や道、市町村、地域の交通事業者が連携、検討・協議しながら、住民の移動ニーズを踏まえた「地域公共交通計画」の策定を進める。

計画名・年次	計画内容
○北海道 新広域道路交通ビジョン・計画 -令和3年から概ね20～30年間	○札幌都心部における交通拠点を整備するとともに、圏域中心都市や地方部の市街地における交通結節機能の強化 ○周遊観光の促進や物流の効率化を図るため、道の駅等を活用した輸送拠点を構築 ○多様なデータの蓄積・活用による道路交通に関連する課題の解消に向けた取組の高度化 ○新たな技術とインフラ整備を連動させた交通マネジメントの高度化
○新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針 -平成29(2017)年度から 令和9(2027)年度	4) 地域の特徴を活かした産業の活性化 ○食や自然環境など豊富な資源を活かした滞在交流型の観光地づくり 5) グローバル化に対応した活力ある社会の構築 ○協働によるまちづくりの推進と地域の可能性を広げるICTの活用 ○個性と魅力を活かし様々な連携で支え合う地域づくり 6) 持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備 ○連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成
○第5期北海道観光のくにづくり行動計画 -令和3(2021)年度から 令和7(2025)年度	第4 北海道観光が将来的にめざす姿 ○誰もが安全・安心・快適に滞在 ◆道内観光地間を快適に移動できる二次交通 ◆多言語・多様な媒体での迅速かつ正確な情報発信 第6 施策展開の方向性及び各施策 2 量×質の追求 (5) AI、IoT等先端技術導入による観光産業の収益構造の改善 ○MaaS等シームレス交通の全道展開 5 観光インフラの強靱化 (1) 広域観光の拠点としての道内空港等の利活用 ○MaaS等シームレス交通の全道展開 ○広域連携・周遊観光の促進
○第11次北海道交通安全計画 -令和3(2021)年度から 令和7(2025)年度	第2部 講じようとする施策 第1章 道路交通の安全 1 道路交通環境の整備 (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備 (5) 高齢者等の移動手手段の確保・充実 (11) 交通需要マネジメントの推進 ア 公共交通機関利用の促進 3 安全運転の確保 (1) 運転者教育等の充実 カ 高齢運転者対策の充実

キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して暮らせるための生活支援の促進 ・強靱化の推進 ・道内交通体系の充実・強化 ・北海道型公共交通ネットワークの実現 ・地域における輸送資源を総動員 ・地域の実情を踏まえた持続可能な旅客運送サービスの確保 ・交通モード間の接続性を高めるダイヤの見直し ・道の駅等を活用した地域の輸送拠点の構築 ・地域特性を踏まえた道路交通マネジメントへのICT技術の活用 ・持続可能な質の高い暮らしの形成 ・道内交通体系の充実・強化 ・ストレスフリーな公共交通の実現 ・地域における最適な交通モードの検討 ・モビリティ・マネジメントの普及 ・階層的な交通結節機能の強化
-------	--

＜北海道型公共交通ネットワークの基本イメージ＞



出典：北海道総合政策部「北海道交通政策総合指針」
 (https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/H29_shishinsakutei.html)

図 2-1 北海道交通政策総合指針に示される北海道型公共交通ネットワークの基本イメージ